

2025 年 5 月 13 日

各 位

会社名 名港海運株式会社
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 高橋 広
(コード番号 9357 名証メイン)
問合せ先 常務執行役員 三谷 正芳
(TEL 052-661-8135)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 6 月 27 日開催予定の第 102 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 2023 年に執行役員制度を導入し、監督と業務執行を分離して迅速な意思決定を行うことができる体制に移行したことに伴い、取締役の員数を 23 名以内から 12 名以内に減少させるものがあります。
- (2) 取締役会の招集権者および議長について、柔軟な対応を可能とするため変更するものであります。
- (3) 取締役会および監査役会の議事録に署名又は記名押印に加えて、電子署名で議事録作成を可能とするため変更するものであります。
- (4) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするとともに、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(員数) 第 19 条 当会社の取締役は、 <u>23</u> 名以内とする。	(員数) 第 19 条 当会社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。
(招集権者及び議長) 第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長が招集し、その議長となる。	(招集権者及び議長) 第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長又は取締役社長が招集し、その議長となる。

現行定款	変更案
2. 取締役会長に支障があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代る。 (議事録) 第 28 条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。 ＜ 新 設 ＞ 第 35 条～第 38 条 ＜条文省略＞ (議事録) 第 39 条 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。 第 40 条～第 48 条 ＜条文省略＞	2. 取締役会長、<u>取締役社長</u>に支障があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代る。 (議事録) 第 28 条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載<u>又は記録</u>し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印<u>又は電子署名</u>する。 <u>(補欠監査役)</u> 第 35 条 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において<u>補欠監査役を選任することができる。</u> 2. <u>前項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は前任者の残任期間とする。</u> 3. <u>補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に到来する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 第 36 条～第 39 条 ＜現行どおり＞ (議事録) 第 40 条 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載<u>又は記録</u>し、出席した監査役がこれに記名押印<u>又は電子署名</u>する。 第 41 条～第 49 条 ＜現行どおり＞

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025 年 6 月 27 日（予定）
定款変更の効力発生日	2025 年 6 月 27 日（予定）

以 上